

向日市障害者計画策定委員会を傍聴される方へ

1 傍聴される方は静かに席について、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

2 傍聴者が会議を傍聴するにあたり、上記の事項を守っていただけないときは、委員長は注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合が有りますのでご注意ください。

3 次の事項に該当する方は、傍聴できません。

- (1) 凶器等他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者